

広島県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成三十年一月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	介護老人保健施設湯来まつむら（ユニット型）	広島市佐伯区湯来町白砂590番地	平成30年1月16日
老人ホーム	i・ケアマンションゆき（サービス付き高齢者向け住宅）	広島市佐伯区湯来町大字伏谷乙1361番地	平成30年1月16日